

青森県報

第五号

令和元年
五月十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 生活保護法による指定施術者の施術所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……二
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム報) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四
- 人事委員会規則七―四(感染症等防疫作業手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……四

告

示

青森県告示第三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人瑞翔会	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	短期入所療養介護所 旭日クリニック	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	平成三〇・五・一

青森県告示第三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
円子 雄一 岩崎 隆	十和田市西十六番町三の四三 三沢市中央町二丁目一〇の三二岩中ビル	平成三〇・一・一七 三〇・二・二五

青森県告示第二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	奈良 秀太郎	施術所の名称	接骨院ムテキ	施術所の所在地	五所川原市大字福山字実吉七 二の三	指定年月日	平成三・三・五
----	--------	--------	--------	---------	----------------------	-------	---------

青森県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	苔米地一弘	とまべち整骨院	三戸郡田子町大字田子 字天神堂向一三五	平成二六・一〇・一
変更後			十和田市東二十二番町 三の二一	

青森県告示第三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五

五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	名称	所在地	指定年月日
医療法人瑞翔会	旭日クリニッ	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	短期入所療養介護	旭日クリニッ	上北郡東北町大字上野字南谷地二五八の一	平成三〇・五・一	

青森県告示第三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	指定年月日
岩崎 隆	三沢市中央町二丁目一〇の三二岩中ビル	平成三・二・五

青森県告示第三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定に

よる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七	奥戸
下北郡大間町大字奥戸字向町四五	佐々木 明 柿崎 政則
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の二	小谷 幸夫

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算機による業務処理委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年三月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千七百八十七万二千八百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
ネットワーク管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十一年三月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

四千八百三万五千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、南部町地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次

のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十五日
青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和元年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

人事委員会

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年五月十五日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「口蹄疫」を「口蹄疫」に改め、「鼻疽」の下に「豚コレラ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭